

新潟県企業局管理規程第2号

新潟県電気事業の電気工作物保安規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年2月28日

新潟県企業管理者 小林 康 昌

新潟県電気事業の電気工作物保安規程の一部を改正する規程

第1条 新潟県電気事業の電気工作物保安規程（昭和61年新潟県企業局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

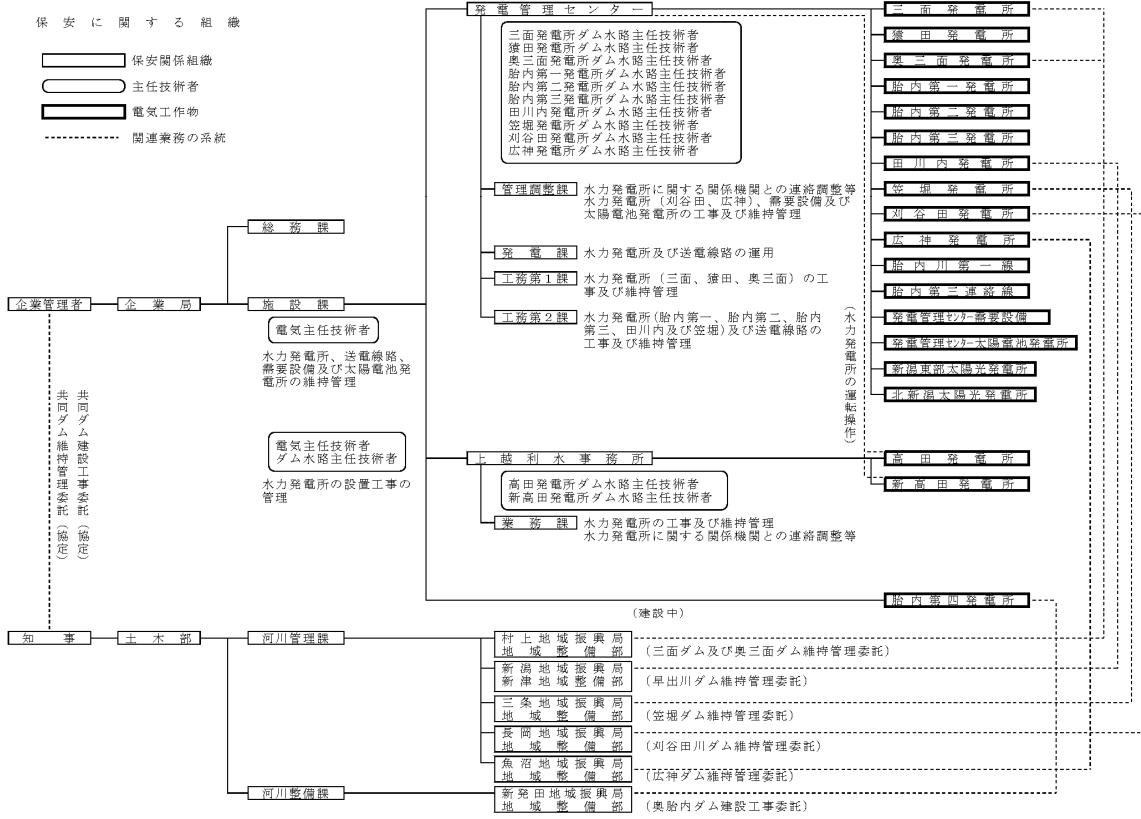
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
(主任技術者の選任)			(主任技術者の選任)		
第5条 (略)			第5条 (略)		
2 主任技術者の選任は、原則として、次の各号に掲げる主任技術者の区分に応じ、当該各号に掲げる表に定めるとおりとする。ただし、対象者が主任技術者免状（以下「免状」という。）の交付を受けていないときは、免状の交付を受けている者のうち、当該対象者の職制上直近下位の職にある者を対象者とする。			2 主任技術者の選任は、原則として、次の各号に掲げる主任技術者の区分に応じ、当該各号に掲げる表に定めるとおりとする。ただし、対象者が主任技術者免状（以下「免状」という。）の交付を受けていないときは、免状の交付を受けている者のうち、当該対象者の職制上直近下位の職にある者を対象者とする。		
(1) (略)			(1) (略)		
(2) ダム水路主任技術者			(2) ダム水路主任技術者		
事業場又は設備	選任する事業場又は組織	対象者	事業場又は設備	選任する事業場又は組織	対象者
水力発電所	発電管理センター及び上越利水事務所	発電管理センターにあつては所長及び技術職員の次長（ <u>電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）第52条第4項ただし書の承認を受けた区分ごとに選任するものとする。</u> ）、上越利水事務所にあつては所長	水力発電所	発電管理センター及び上越利水事務所	発電管理センターにあつては所長及び技術職員の次長（ <u>省令第52条第3項ただし書の承認を受けた区分ごとに選任するものとする。</u> ）、上越利水事務所にあつては所長
(略)			(略)		

第2条 新潟県電気事業の電気工作物保安規程の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第4条関係)



第3条 新潟県電気事業の電気工作物保安規程の一部を次のように改正する。
別表第3を次のように改める。

別表第3 (第12条関係)

巡視、点検及び検査の基準

設備別	巡 視		点 検 (検査を含む)			備 考
	機器設備	頻 度	機器設備	項 目	頻 度	
水 力 発 電 設 備	水力設備	1回/月	ダ ム	外 観 点 検 漏水測定 揚圧力測定 予備動力作 動点検	1回/年 ※1 2回/月 ※2 1回/3月※3 1回/月	※1 については、地質・地形・点検実績等により、公衆等第三者に重大な影響を与えないと判断される場合は、発電所毎及び設備毎の特性を考慮して点検頻度を減少させることができる。 この場合において、点検頻度減少の限度は規定しない。 ※2 については、次のとおりとする。 (1) 最初の満水の日から起算して1年を経過しないダムにあっては1回/日とする。 (2) 最初の満水の日から起算して1年を経過し、3年未満のダムにあっては1回/週以上とする。 ※3 については、測定結果により、公衆等第三者に重大な影響を与えないと判断される場合は、頻度を減少又は測定を省略することができる。 ※4 については、測定結果等により、公衆等第三者に重大な影響を与えないと判断される場合は、発電所毎及び設備毎の特性を考慮して測定頻度を減少させることができる。 この場合において、測定頻度減少の限度は規定しない。
			貯 水 池 調 整 池	外 観 点 検 堆 砂 状 況	1回/年 ※1 1回/年	
			水 路	外 部 点 検 内 部 点 検 水 圧 鉄 管 内 厚 測 定	1回/年 ※1 1回/3年※1 1回/6年※4	
電 氣 機 械 設 備	電気・機械設備	2回/月	水 発 電 機	外 部 点 検 測 定 試 験 内 部 点 検	1回/3年 1回/3年 1回/12年※5	※5 については、水質条件・材質・運転形態等により、発電所個々に定期に行うものとし、別に定める。 ※6 については、次のとおりとする。 (1) ガス遮断器等に指定するものは、1回/6年とする。 (2) 並列用遮断器については、動作回数管理も行う。 ※7 については、次のとおりとする。 (1) ガス遮断器等に指定するものは、1回/1.2年とする。 (2) 並列用遮断器については、動作回数管理も行う。 (3) 動作回数の極めて少ない遮断器については別に定める。
			主要変圧器 主要遮断器	外 部 点 検 外 部 点 検 測 定 試 験 内 部 点 検	1回/3年 1回/3年※6 1回/3年※6 1回/6年※7	
送 電 設 備	送電設備	2回/年※8	支持物、電線 碍 子 ケーブル 終端部 管 路 マンホール	外 観 点 検 鉄 塔 不 良 垂 垂 碍 子 検 出 外 観 点 検 内 部 点 検	1回/10年 1回/15年 1回/6年 1回/6年※9	※8 については、次のとおりとする。 (1) 電線路の経過地の状況変化が著しく、電線路に支障を及ぼす恐れのある区間で特に指定する箇所については1回以上/月とする。ただし、養護地の種曹期間等においては、経過地の状況を考慮して、この巡視頻度を1回/3月を限度に減少させることができる。 (2) 台風、地震等の自然現象により電線路の異常が予想される場合については、必要の都度巡視を実施する。また、富農、釣り場等により、電線路に異常発生が予測される区間および時期については、現場実態に合わせて計画を立て、巡視を実施する。 (3) 地中送電線路の巡視については地上巡視とする。 ※9については、地上からの巡視・点検のみでは確認できないマンホール・暗きよの内部で行う点検を行い、収容ケーブルの外観点検を含む。
配 電 設 備	配電設備	1回/年	主要 機 器 電 路 接 地 装 置	外 部 点 検 測 定 試 験 測 定 試 験 測 定 試 験	1回/2年 1回/4年 1回/2年 1回/5年	B種接地抵抗
電 力 用 保 安 通 信 設 備	電力用保安通信設備	1回/年	通信線路及び 無線機・搬送 装 置	測 定 試 験	1回/3年	
需 要 設 備	需要設備	1回/月 ※10	主要 機 器 電 路	外 部 点 検 測 定 試 験 測 定 試 験	1回/2年 1回/4年 1回/2年	※10については、電路、低圧機器の場合は1回/2年とする。 (ダム管理所の電気設備に準用する。)
太 陽 電 池 発 電 機 械 設 備	太陽電池設備	1回/月	太陽電池	外 部 点 検 測 定 試 験	1回/2年 1回/4年	
	電気設備	1回/月	逆変換装置	外 部 点 検 測 定 試 験	1回/2年 1回/4年	

注1 巡視とは、電気工作物の異状を発見するため、目視など巡視者の主として五感によって設備の外観、計器表示などを見回り、運転支障を伴わない軽微な手入れを行うことをいう。

2 外観点検とは、ダム、貯水池・調整池、屋外鉄構、送電設備、配電設備及び電力用保安通信設備について、周辺の状況を含め、機能維持のため外部から目視等により当該設備の状態確認を行う点検をいう。

3 外部点検とは、設備の機能維持のために外部から状態確認を行う点検及び検査をいう。ただし、水車については、放水して設備の点検及び検査を行うことをいう。

4 内部点検とは、設備の機能回復又は機能維持を目的として、精密に内部の点検を行い、損傷、摩滅、その他異常部分の取替え、補修を行い、併せて詳細な検査、試験等を行うことをいう。

5 測定試験とは、設備の機能維持のため、測定器具を使用し、設備の性能、異常部分等の測定試験を行うことをいう。

6 種曹期又は災害発生時等巡視員に危険が生ずるおそれのある場合は、上記の巡視等の頻度を変えることができる。

7 電気工作物の工事中においては、工事対象設備に対する上記の巡視等の頻度を変える又は巡視等を行わないことができる。

附 則

この規程は、平成29年3月1日から施行する。